

議案第 69 号

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 22 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年川崎市条例第 56 号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第 10 章 福祉型児童発達支援センター（第 78 条～第 82 条）

第 11 章 医療型児童発達支援センター（第 83 条～第 86 条）」

を

「第 10 章 児童発達支援センター（第 78 条～第 82 条）

第 11 章 削除」

に改める。

第 2 条中「指導」の次に「又は支援」を加える。

第 66 条第 3 号ア及び第 4 号中「訓練室」を「支援室」に改め、同条第 5 号中「肢体不自由」の次に「（法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する肢体不自由を

いう。以下同じ。) 」を加え、同号ア中「訓練室」を「支援室」に、「屋外訓練場」を「屋外遊戯場」に改める。

第67条第14項中「心理指導を」を「心理支援を」に、「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改め、同条第15項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改める。

第75条第1号中「訓練室」を「支援室」に改め、同条第3号中「屋外訓練場」を「屋外遊戯場」に、「指導」を「支援」に改める。

第76条第6項第2号中「心理指導」を「心理支援」に改める。

第10章の章名を次のように改める。

第10章 児童発達支援センター

第78条を次のように改める。

(設備の基準)

第78条 児童発達支援センターの設備の基準は、発達支援室、遊戯室、屋外遊戯場(児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)、医務室、相談室、調理室、便所及び静養室並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けることとする。

2 児童発達支援センターにおいて、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前項に規定する設備(医務室を除く。)の基準に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けることとする。

3 第1項の発達支援室及び遊戯室は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 発達支援室の1室の定員は、おおむね10人とし、その面積は、児童1人につき2.47平方メートル以上とすること。

(2) 遊戯室の面積は、児童1人につき1.65平方メートル以上とすること。

第79条第1項中「福祉型児童発達支援センター(主として難聴児を通わせ

る福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次項において同じ。）」を「児童発達支援センター」に改め、同項第3号、第4号及び第5号中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同条第4項を削り、同条第3項中「主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 児童発達支援センターにおいて、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前項に規定する職員（嘱託医を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な職員を置かなければならない。

第79条第5項から第9項までを削り、同条第10項中「第84条第2項において同じ。」を削り、「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項を同条第5項とする。

第80条中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改める。

第81条を次のように改める。

（心理学的及び精神医学的診査）

第81条 児童発達支援センターにおいて障害児に対して行う心理学的及び精神医学的診査は、児童の福祉に有害な実験にわたってはならない。

第82条中「福祉型児童発達支援センターについて、第72条の規定は主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターについて、それぞれ」を「、児童発達支援センターについて」に改める。

第11章を次のように改める。

第11章 削除

第 8 3 条から第 8 6 条まで 削除

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 6 号。以下「一部改正法」という。）附則第 1 1 条の規定により一部改正法第 2 条の規定による改正後の児童福祉法（以下「新児童福祉法」という。）第 4 3 条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされているものについては、改正後の条例（以下「新条例」という。）第 7 8 条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
- 3 一部改正法附則第 1 1 条の規定により新児童福祉法第 4 3 条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされているものについては、新条例第 7 9 条の規定にかかわらず、令和 9 年 3 月 3 1 日までの間、なお従前の例によることができる。

参考資料

制 定 要 旨

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、福祉型児童発達支援センター及び医療型児童発達支援センターが一元化された児童発達支援センターの基準について規定の整備を行うこと等のため、この条例を制定するものである。